

## 議案第56号

### 工事請負変更契約締結の件

令和4年9月市議会定例会において議決された議案第75号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 359,929,900円也

（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（当初 一金 355,630,000円也）

#### 【説明】

1 工事名 神原小学校屋内運動場改築（建築主体）工事

2 工事場所 宇部市神原町一丁目1番1号

3 工事の概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て  
延べ面積 893.94m<sup>2</sup>

4 契約の相手方 島田工務店・高橋建設共同企業体

代表者 宇部市小松原町二丁目4番18号

株式会社島田工務店

代表取締役 島田政明

宇部市松山町一丁目7番27号

高橋建設株式会社

代表取締役 高橋文男

5 変更の理由 資材価格及び賃金の上昇に伴うインフレスライド条項の適用により、工事請負金額を増額変更するものである。

議案第五十五号

宇都市休日・夜間救急診療所条例中一部改正の件

宇都市休日・夜間救急診療所条例（昭和四十九年条例第二十号）の一部を次のよう  
に改める。

令和五年六月一日提出

宇都市長 篠崎圭二

第三条第一項の表二の部中

午前九時から  
午後五時まで

を

午前九時から	午後五時まで
午後七時から	午後一〇時まで

に改める。

附 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

「説明」

小児救急医療体制の維持及び市民の利便性向上のため、小児科の診療時間を変更  
するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

(診療科目並びに診療日及び診療時間)

第三条

新 旧 対 照 表 新

診療科目	診療日	診療時間
二 小児科	休日等	午前九時から午後五時まで

(診療科目並びに診療日及び診療時間)

第三条

診療科目	診療日	診療時間
二 小児科	休日等	午前九時から午後五時まで

令和5年6月宇部市議会定例会

文教民生委員会

(正副委員長勉強会)

健 康 福祉 部

## 目 次

議案第 55 号	宇部市休日・夜間救急診療所条例中一部改正について	P 1
(報 告)	宇部市地域密着型サービス運営委員会の開催状況について	P 3

令和5年5月30日  
健康福祉部 地域医療対策室

## 議案第55号 宇都市休日・夜間救急診療所条例中一部改正の件について

### 1 概要

現在、日曜日・祝日等の夜間の小児科診療は、宇都市及び山陽小野田市の小児科開業医が、在宅当番医制度で診療を行っている。

不測の事態による当番医の変更が生じた場合、代替となる小児科の体制確保や市民への変更の周知が十分にできないことから、小児救急医療体制の維持及び市民の利便性向上のため、在宅当番医制度を廃止し、宇都市休日・夜間救急診療所での診療に移行することに伴い、小児科の診療時間を見直すものである。

### 2 改正内容

宇都市休日・夜間救急診療所における小児科診療について、日曜日・祝日等の夜間の急患への対応のため、診療時間を変更する。

運営体制	診療日	小児科診療時間	
		変更前	変更後
休日・夜間 救急診療所	平日	月・火・水・金曜夜間 木曜・土曜夜間	19時30分～23時 18時～23時
		日・祝日等	9時～17時 19時～22時
	在宅当番医	日・祝日等	19時～22時 廃止

### 3 施行期日

令和5年10月1日

### 4 小児科診療実績

運営体制	診療日	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
診療所	平日	受診者数	2,971	2,809	1,072	1,482	2,042
		1日平均	10.2	9.8	3.7	5.1	7.0
	日・祝日等	受診者数	3,415	3,963	1,085	1,464	3,033
		1日平均	45.5	50.2	14.9	20.1	41.5
在宅当番	日・祝日等 夜間	受診者数	1,515	1,944	622	1,012	1,322
		1日平均	20.5	24.9	8.6	14.1	18.4

## 5 移行スケジュール

令和5年度



## 6 期待される効果

- ・小児科開業医の負荷が軽減し、小児初期救急医療体制が維持される。
- ・小児初期救急医療が診療所に集約され、市民の利便性が向上する。

## 7 財政負担

運営コストとして、診療時間の拡大に伴う事業費が増加する一方で、診療報酬の増加も見込まれるため、移行による財政負担は生じないと考える。

## 8 今後の課題

- ・移行の周知とともに、救急医療の適正受診について市民への普及啓発を進める。
- ・休日・夜間救急診療所の安定運営のため人員を確保する。